

## 43 協同農業普及事業交付金

【2,409（2,409）百万円】

### 対策のポイント

開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展のため、高度な技術や知識を持つ普及指導員が、農業者に直接接して技術・経営支援や農政課題の解決、担い手ニーズに即した技術開発ニーズの掘り起こし等に取り組みます。

### <背景／課題>

- ・我が国の農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応、東日本大震災からの復興等の課題を抱えています。
- ・このような状況の下、農業経営の発展を図るために、開発された技術の迅速な導入や経営判断に必要な営農情報の適時適切な共有、さらには気候変動の影響等による災害や病害虫の増加等に対し、経営者のニーズに応えた技術的な支援を強力に行う必要があります。

### 政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進を通じた技術支援

### <主な内容>

農業改良助長法に基づき、都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して農業に関する技術及び経営の指導等を実施すること等に必要な経費に対し交付金を交付します。

具体的には、普及指導員による地域の担い手の経営発展支援等、技術を核として、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新に総合的に取り組みます。また、担い手をはじめとした現場ニーズを掘り起こし、農業革新を実現する技術開発につなげるとともに、開発された技術の社会実装に取り組みます。

（  
　　交付率：定額  
　　事業実施主体：都道府県（普及組織）  
）

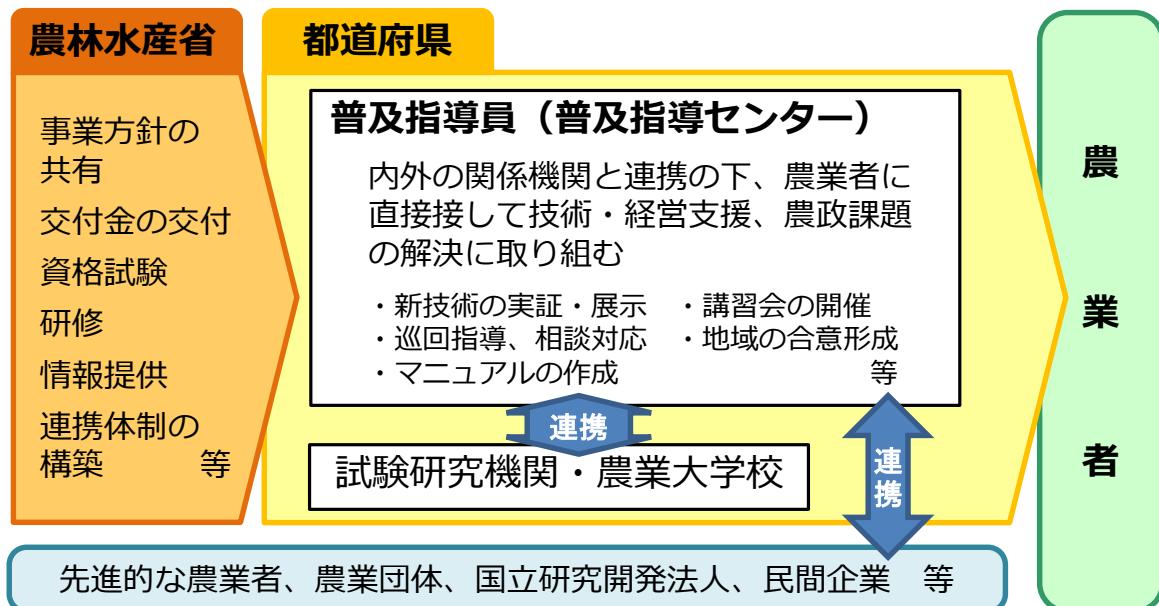
[お問い合わせ先：生産局技術普及課 （03-3501-3769）]

# 現場ニーズに即した技術の迅速な普及・定着 (協同農業普及事業交付金)

(平成30年度予算概算要求:24(24)億円)

## 事業の仕組み

- 農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を全国に配置。



## 普及指導員について

- 普及指導員は、**国が実施する普及指導員資格試験に合格し都道府県知事に任用された者**（都道府県職員）。
- 普及指導員資格試験は、全国的に普及指導員としての**一定水準以上の資質を確保するため、国が統一的に実施**。
- 技術指導のヘッドクオーターとして、研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者からの高度な相談等に対応する**農業革新支援専門員**を普及指導員の中から選任。

